

第3回岩手県史の在り方検討懇話会 会議録

1 日時

令和8年9月18日(金) 14時00分～16時00分

2 場所

岩手県庁12階 特別会議室 (盛岡市内丸10-1)

3 出席者

【構成員(構成区分(分野)順)】

熊谷 常正 盛岡大学 名誉教授
誉田 慶信 岩手県立大学盛岡短期大学部 名誉教授
兼平 賢治 東北学院大学文学部 教授
今野 日出晴 岩手大学 名誉教授
佐藤 優 盛岡大学文学部 教授
熊谷 宏彰 株式会社岩手日報社 経営企画室次長
中村 安宏 岩手史学会 顧問(岩手大学 教授)

【県側出席者】

佐藤 総務部長
石田 総務部行政経営推進課 総括課長
登坂 総務部行政経営推進課 行財政企画担当課長
熊谷 総務部行政経営推進課 主任
工藤 総務部総務室 特命参事兼法務・情報公開課長
鈴木 復興防災部復興推進課 伝承・発信担当課長
中野 文化スポーツ部文化振興課 主幹兼世界遺産担当課長
長屋敷 教育委員会事務局生涯学習文化財課 上席文化財専門員
藤原 議会事務局議事調査課 主任主査

4 議事の内容

(1) 開会

(2) 挨拶

(総務部長)

前回は、急遽欠席となりまして、申し訳ありませんでした。

本日は大変お忙しい中、第3回岩手県史の在り方検討懇話会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

これまで2回懇話会を開催しまして、皆さまから、現行県史には「資料編がない」などの課題や、「東日本大震災津波の教訓の継承」など今後の県史に求められる視点、

「教育現場等での活用」など今後の県史に求められる役割等について御意見をいただきました。その上で、懇話会の総意として、「現行県史の課題に対応し、必要な視点を持ち、求められる役割を担うことができる新たな県史が必要不可欠である」とされたところでございます。

県としまして、この総意をしっかりと受け止め、正式に、新たな岩手県史の編さん作業に着手し、今年度内にその基本方針を策定することを、今週 15 日の定例記者会見で知事から発表いたしました。

岩手の未来を展望するためには、岩手の歴史を振り返ることが重要で、そのためには、岩手の歩みをしっかりと後世に伝え残す必要があります、岩手県の歴史や文化等を体系的にまとめた、公式の「岩手県史」の役割は極めて大きいものです。

岩手県の社会や県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、子どもを含む幅広い世代に伝え残すことができ、また、誰もが学び、親しみやすい新しい県史となるよう、まずは、その骨格となる基本方針の策定に向けて、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

先ほどの総務部長の御挨拶にもありましたように、第 1 回、第 2 回懇話会の検討を踏まえ、15 日に達増知事による記者発表がありました。それを踏まえ、今回から、基本方針の策定に向けた検討を行っていきます。これまでの議論に加え、現在編さんが進められている他県の状況も踏まえ、検討を重ねて参りたいと思います。

まず、報告事項ですが、はじめに、前回の懇話会において、当懇話会の構成員であった中村英俊岩手県文化財愛護協会前会長の御逝去に伴う後任の構成員について、事務局に一任することとしておりましたので、その結果について、事務局からお知らせいただくようお願いします。併せて、本日の報告事項である「新たな岩手県史の編さんについて」、事務局から説明をお願いします。

(3) 報告

ア 岩手県文化財愛護協会前会長の御逝去に伴う後任の構成員について

(行政経営推進課総括課長)

まず、前回の懇話会において、当懇話会の構成員であられました中村英俊岩手県文化財愛護協会前会長の御逝去に伴う後任の構成員の取扱いにつきまして、事務局に御一任いただいておりますので、御報告させていただきます。

前回懇話会后、事務局において、岩手県文化財愛護協会様などから、当懇話会への参画について御意見を伺ったところ、現行県史の課題等に係る意見聴取が終了し、新たな基本方針の検討段階に入る今のタイミングから、新たに構成員に加わることは、非常に負担が大きいと受け止めているという御意見をいただいたところです。

事務局といたしましては、いただいた御意見を尊重するとともに、現構成員の学識

経験者の皆さまにおかれましては、文化財に関する知見も有しておられることから、新たな構成員は選任せず、現構成員の7名の皆さまにより、以降の検討を進めていくことといたしましたので、御了承をお願いいたします。

イ 新たな岩手県史の編さんについて

(行政経営推進課総括課長:資料1「新たな岩手県史の編さんについて」に基づき説明)

前回の当懇話会において、総意として、「編さん完了から約60年が経過した現行県史の課題に対応するとともに、必要な視点を持ち、求められる役割を担うことができる新たな県史が必要不可欠である」とされたことを踏まえ、県として、正式に、新たな岩手県史の編さん作業に着手すること、また、今年度内にその基本方針を策定することとし、今週の火曜日、15日の知事定例記者会見において、当資料に基づき、知事から発表させていただきました。

知事からは、「改めて、岩手県の歴史として公に語られていない部分についても、語られていくような県史にしたい」といった発言もございました。

今後は、当懇話会を中心に、時代にふさわしい基本方針の策定に向けた検討を進めていくこととしておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

中村英俊岩手県文化財愛護協会前会長の御逝去に伴う後任の構成員の取扱いについては、説明のとおり現在の構成員7名で進めていくこと、また、15日の知事定例記者会見の発表内容等について御説明いただきました。確認事項や異議はないようですので、次に議事に入ります。

(4) 議事

ア 「新しい岩手県史編さん基本方針」策定に向けたスケジュールについて

(行政経営推進課総括課長:資料2『新しい岩手県史編さん基本方針』策定に向けたスケジュール)に基づき説明)

本日の第3回懇話会から、11月上旬に開催予定としている第5回懇話会において、全12項目程度から成る基本方針の内容について、構成員の皆さまから御意見をいただいて参りたいと考えております。

本日の第3回懇話会では、まず、他県の基本方針の内容を参考に、基本方針の「全体像」をイメージとして共有させていただいた上で、前半5項目、具体的には「趣旨」「基本姿勢」「目的」「方針」「構成」について御意見をいただきたいと思いますと考えております。

その後、次回、10月下旬に開催予定の第4回懇話会においては、本日いただいた御意見を踏まえた前半5項目の記載内容の修正案のほか、後半7項目として、「期間」「計画」「組織」といった内容について御意見をいただきたいと思いますと考えております。

そして、11月上旬の第5回懇話会において、基本方針全体の事務局案をお示し、皆

さまからいただいた御意見を反映させた上で、基本方針案を策定する予定としております。なお、第5回懇話会は、第4回の開催日からすぐの開催となってしまうこと、また、第3回・第4回で御意見いただいた内容の反映確認が中心となることから、書面開催とさせていただく予定としております。

その後、11月中旬から12月にかけて基本方針案を公表し、議会説明、パブリック・コメント等を行い、年明け1月の第6回懇話会において、その結果等を反映した最終案をお示しし、御意見をいただいた上で、3月中に基本方針を正式策定する予定としております。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

基本方針の策定に向けたスケジュールを具体的に説明いただきました。改めて見ると、かなりタイトな日程です。第5回懇話会をどのように行うかも議論の中で調整が必要になるかと思いますが、おおよそ年内に基本方針の原案を策定するスケジュールで進めることを御了解いただきたいと思います。

それでは、次に、本日の主要議題であります、議事の(2)「『新しい岩手県史編さん基本方針』について」です。まず、進め方ではありますが、現在編さんが行われている3県の基本方針の内容を踏まえると、全12項目程度を検討する必要があることから、事務局から説明があったように、今回と次回の会議で、前半・後半という形に分けて検討を行っていききたいと思います。

前半を検討する本日は、まず基本方針として考えられる「全体像」を共有した上で、前半項目として、「①趣旨」「②基本姿勢」「③目的」「④方針」「⑤構成」について、検討を行いたいと思います。事務局において、項目ごとに、現在編さんが行われている他県の基本方針の内容及び特徴を整理した上で、検討の「たたき台」となるよう、岩手県において考えられる記載内容を「イメージ」という形で資料にまとめていただきました。

本日は、大きく3回、まず「全体像」及び「①趣旨」、「②基本姿勢」、次に「③目的」及び「④方針」、最後に「⑤構成」の3回に分けて、それぞれ、事務局から説明いただいた後、皆さまから、各項目について、どういった記載内容にすれば良いかの視点で御意見をいただきたいと思います。それでは事務局から、まず、「全体像」及び「①趣旨」、「②基本姿勢」について、説明をお願いします。

イ「新しい岩手県史編さん基本方針」について

(ア)「全体像」及び「①趣旨」、「②基本姿勢」について

(行政経営推進課総括課長:資料3「『新しい岩手県史編さん基本方針』に係る検討事項について」の1～4ページに基づき説明)

県史編さん基本方針では、新たな県史編さんの根幹となる「目的」や「方針」、「対象・構成」や「編さん期間」、「編さん組織」など、概ね10項目程度を定めるものでございます。

現在編さん中の他県の例として、長野県、滋賀県、高知県の全体構成を比較すると、名称については、「基本方針」や「編さん大綱」という形で、少し異なっておりますが、構成する項目については、「趣旨」「目的」「方針」「構成」「期間」「組織」など、3県とも概ね共通する形となっております。

一方、各県では独自項目も設定されており、長野県では、「基本姿勢」という項目を全体構成の2番目に設定し、「県民参加」や「市町村及び関係機関との連携」などを重視することとし、「目的」や「方針」より上位の理念として独立させているものでございます。また、高知県では、全時代を対象に、20年間という長期に渡って編さん作業を進めていくことから、「計画」という項目を設定し、定期的に進捗管理と見直しを行う旨を明記しています。併せて、8分野に跨る編さん作業に一貫性を持たせ、一定の水準を確保するため、全体の統括的な指揮・監督を行う「監修者」を置く旨を明記しております。

本日は、「趣旨」から「構成」までについて御意見を頂戴し、「期間」から「委任」までについては、次回、第4回懇話会で御意見を頂戴する予定としております。

まず、「①趣旨」でございます。「趣旨」は、県史の「編さん」や「刊行」に関する必要な事項について、基本方針に定める旨を規定するものでございます。

他県の特徴的な記載は2点あります。長野県では、現行県史の続編となる県史の編さんであることを踏まえ、現行県史とは異なる、新たな県史編さんに取り組むことを明確にするため、「新しい長野県史」と、「新しい」という部分を明記しております。また、高知県では、基本方針が、県史の「編さん」のみでなく、「刊行・普及」までを含めた事業全体について定めていることを明確にするため、「編さん及び刊行に関し必要な事項」と、「刊行」も明記しております。

他県の状況とこれまでの懇話会でいただいた御意見を踏まえ、岩手県の記載内容イメージは、「この基本方針は、新しい岩手県史、以下『新県史』という、の編さん及び刊行に関し、必要な事項を定めるものとする」とさせていただいております。

まず、「基本方針」という名称にしておりますが、他県のように「大綱」とするかどうかなども含め、名称そのものについては、全項目の記載内容の整理後に改めて検討したいと考えております。また、長野県同様、「新しい岩手県史」と、「新しい」と明記し、現行県史とは異なる新たな取組であることを示していきたいと考えております。さらに、高知県同様、「編さん及び刊行」という形で、「刊行」も明記することで、これまでの懇話会における議論も踏まえ、紙の本に限らず、電子的な形での公開や活用など、普及・活用も見据えた基本方針とすることを示していきたいと考えております。

「②基本姿勢」でございます。「基本姿勢」は、県史編さんに当たって特に重視する「視点」を規定するものであり、長野県のみが独立した項目として明記しています。長野県では、重要視する視点として、「県民参加」「幅広い資料の調査・収集」「市町村及び関係機関との連携」「多面的多角的に明らかにすること」を明確に示しており、他県では「目的」や「方針」において規定される内容を、「基本姿勢」として独立させ、上位に位置付ける形となっております。

長野県の考え方とこれまでの懇話会でいただいた御意見を踏まえ、岩手県においても、特に重視する視点として4点を「基本姿勢」という形で独立規定してはどうかと考えており、「新県史の編さんは、県民の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、多種多様な史料を調査・収集し、多面的かつ多角的な視点で進める」としています。

1点目は、「県民の幅広い参画」として、県民全体で共有・作成していく新県史であることを明記し、2点目は、「市町村等との緊密な連携」として、市町村史等の内容を反映し、関係機関と連携して史料の調査・収集等を行う視点を明確化しています。3点目は、「多種多様な史料を調査・収集」として、文字史料だけでなく、写真、音声、デジタル化されたデータなど、様々な史料の収集・活用の視点を示すほか、4点目は、「多面的かつ多角的な視点」として、広い時間軸と地域的視野を持った様々な角度から調査を行っていく視点を明示しております。

なお、前回懇話会で御意見をいただきました、調査における人権や個人情報等に関する配慮につきましては、具体の調査実施段階で定める実施要綱等にしっかりと明記し、十分に留意することを徹底していきたいと考えております。

「全体像」及び「①趣旨」「②基本姿勢」についての御説明は以上です。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

「趣旨」と「基本姿勢」を併せている例、長野県のように「基本姿勢」を独立させている例など、構成は様々です。また、これから作成するものを「基本方針」と呼ぶか、「編さん大綱」など別の名称とするかについては、全体的な検討を終えた上で、適切な名称や表現を検討したいと思いますので、本日は仮称ということで「基本方針」として進めます。

まず、「①趣旨」、「②基本姿勢」について、御発言をお願いします。

(中村構成員(岩手史学会顧問))

「趣旨」、「基本姿勢」の内容は、概ねこの案で良いと思います。ただし、「刊行」という言葉だけでは、本を刊行するという印象が強く、これまで議論してきたデジタル媒体の活用という点が伝わりにくいと感じます。電子データを付録のように位置付けるのではなく、その活用を示す表現を検討する必要があると思います。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

編さんと刊行に加え、刊行したものをどのように活用し、どのような目的で県民に利用してもらうかまで踏み込んだ基本方針とすることが必要ではないかと思いますので、「編さん」、「刊行」、「その後の利活用」までを踏まえた基本方針とする旨を「趣旨」に規定することを検討したいと思います。

(佐藤構成員(盛岡大学教授))

「趣旨」と「基本姿勢」において「史料」という言葉が使われています。「史料」は、

前近代の古文書や古記録など、文字化された史料という印象がありますが、「基本姿勢」では、文字史料のほか、写真、図像、絵画、音声などの様々な資料を活用することとされていますので、「資料」という表記の方が適切ではないかと思います。

(兼平構成員(東北学院大学教授))

最近の自治体史では、江戸時代などを扱う場合に「史料」という表現にこだわることもありますが、一般の市民には、「史料」と「資料」の違いが分かりにくい面があるため、最近では、自治体史でも「資料」を使い、「資料編」などと表記する動きがあります。「史資料」と表記しても、かえって分かりにくくなってしまうので、一般的な「資料」として良いのではないかと思います。

(菅田構成員(岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授))

以前は、歴史の「史」を使って「史料編」を刊行しましたが、例えば青森県史では、資本主義の「資」を使って「資料編」としている一方で、その資料編の中では、「中世史料」と、歴史の「史」を使っていますので、歴史の「史」を使う「史料」は、資本主義の「資」を使う「資料」に包含されるという考え方が、最近の大勢ではないかと考えています。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

歴史の「史」を使う「史料」を包含する形で、資本・資源の「資」を使う「資料」と表記する方向で整理したいと思います。

(今野構成員(岩手大学名誉教授))

「基本姿勢」に関し、長野県では、県民について「長野県に関わる人々（以下「県民」という。）」と定義しており、現在は長野県にいない人、かつて長野県にいた人、長野県で生まれて世界で活躍した人など、広い範囲を想定しているものと思います。人の移動が大きな焦点となる中で、現在、県内に籍のある人に限定せず、より幅広く捉えた方が歴史の流れや潮流を取り上げやすいと考えます。また、県民参加は重要な視点であり、特に近現代の資料は散逸する可能性があるため、県民から資料を提供していただく段階から、県民の参画が始まるという点も踏まえ、「県民」の定義を検討する必要があると考えます。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

これまでも、編さんを進める中で、岩手県内だけではなく、東北地方、日本全体、場合によっては海外を含む広い範囲の中で、岩手県を相対的に位置付ける必要があるとの御指摘がありました。「県民」をどのように定義するかについて、検討する必要があります。

(熊谷構成員(岩手日報社経営企画室次長))

「県民」の定義は重要です。18歳まで岩手県に住み、その後県外へ移った人が「県民」なのか、岩手県出身者ではないが、現在住所が岩手県にある人が「県民」なのか、岩手県出身者ではないものの親が岩手県出身者であり縁がある人が「県民」なのか、岩手県内の病院で生まれただけの人などを「県民」に含めるかといった問題があります。現行県史の編さん時よりも交流人口が増え、特に東日本大震災津波後は岩手県との関わり方が広がっています。一方で、県民の範囲を広げれば、調査対象をどこまでとするかという課題も生じますので、この定義を検討する必要があると考えます。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

「県民」に代わる表現として、「市民」なども考えられますが、岩手県史にはなじみにくいと思います。また、歴史上の主体としての「県民」は、「岩手県」の成立以前には存在しません。行政施策の対象としての県民と、歴史的な実存としての県民とは異なります。長野県が「長野県に関わる人々」を県民と定義している背景には、このような事情があるものと思います。「岩手県に関わる人々」をどのような用語で表すかを検討すると同時に、編さんの初期段階から、資料提供を含めて県民に参画・協力いただく視点を表現する必要があります。当面は「岩手県に関わる人々」を県民とする考え方で進めたいと思います。

それでは、次の「③目的」、「④方針」に移ります。事務局から御説明をお願いします。

(イ)「③目的」、「④方針」について

(行政経営推進課総括課長:資料3『新しい岩手県史編さん基本方針』に係る検討事項について)の5～8ページに基づき説明)

まず、「③目的」について御説明させていただきます。「目的」は、何のために県史を編さんするのかを規定するものでございます。

他県の記載内容を見ますと、まず、3県で共通する部分は、「歴史の継承・理解増進」、それから「史料の調査・収集・保存・活用」となっています。また、長野県と高知県では、「教育・文化等の振興」や、「歴史研究等を担う人材育成」といったことも、県史編さんの目的として明記しております。さらに、滋賀県では、滋賀の歴史を、県内外や世界との関係の中で捉え、その成果を広く共有していくため、「発信」も明記しています。

他県の状況とこれまでの懇話会でいただいた御意見を踏まえ、岩手県の記載内容として、4つの「目的」を想定しています。

1点目は、まず、3県でも共通して記載されている「歴史の継承」の観点から、「岩手県の歩みや社会・県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、幅広い世代に伝え残す」とし、様々な角度から歴史を記述し、確かな形で残し、子どもを含む全ての世代に継承していくことを示したものです。

2点目も、3県で共通して記載されている「歴史の理解増進」の観点から、「岩手県の歴史への県民理解と関心を深め、未来を考える知的資源とする」としております。なお、前回懇話会において「愛着」や「誇り」という表現は用いない方が良いといった御意見を踏まえ、「理解」「関心」という言葉を用いています。

3点目は、まず、前段で、3県共通で記載されている「史料の調査・収集・保存・活用」の観点から、「岩手県に係る歴史資料を調査・収集し、保存・活用を図る」とし、時々解釈に左右されない史料の幅広い調査・収集・保存・活用を行っていくことを示し、後段では、滋賀県と同様に、「発信」を加え、「発信を行いながら、県民共有の財産として後世に継承する」と、途中経過を含めた成果を積極的に発信することを明記したものです。

4点目は、長野県や高知県と同様、まず、前段で、「教育・文化等の振興」の観点から、「岩手県の学術及び教育・文化の振興に寄与する」とし、学術的な基礎史料から児童・生徒が岩手を考える際の題材までの県史が担う幅広い役割を示し、後段では、「歴史研究等を担う人材育成」の観点から、「歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材を育成する」とし、県史編さんを通し、様々な史料を読み、生かすことのできる人材の育成を進めていくことを明記したものです。

次に、「④方針」について御説明させていただきます。「方針」は、どのように県史を編さんするのかを規定するものでございます。

他県の記載内容を見ますと、まず、3県で共通する部分は、「国内外の歴史の流れに位置付け」「高度な学術水準」「平易な表現」「県民に親しまれる」「幅広い史料の調査・収集・保存・利活用」「市町村・関係機関との連携」となっています。また、各県では、「出典の明示」や、「特徴的な史料の重点収録」、「ICT活用」や、「県民のくらしに着目」「地域に偏らない」といったことを、それぞれ明記しています。

他県の状況やこれまでの懇話会でいただいた御意見を踏まえ、岩手県の記載内容として、5つの「方針」を想定しています。

1点目は、「岩手県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け、県民のくらしに着目し、地域の特色を示す」とし、国内外との関係など広域的に取り扱うことや、地域で暮らしてきた人々の視点から地域の歴史や文化、記憶を確かな形で残すことを示したものです。

2点目は、「最新の学術的調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術水準を保つものとする」とし、史料の出典・記述根拠の明示と、県史に適した学術水準を満たすことを示したものです。

3点目は、「できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育に積極的に活用されるものとする」とし、分かりやすい記載とともに、デジタル技術など多様な媒体の整備を見据えるほか、学習や教育の場を含め、広く県民が使いやすい県史とすることを示したものです。

4点目は、「県内外に所在する多様な史料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示

す史料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、史料所有者等の理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止及び利活用を図る」とし、様々な媒体の史料を収集し、その保全を図りながら後世に残すことのほか、地域の特徴を捉えた史料を、各地域の地理的特性に着目して収録していくことを示したものです。

最後、5点目は、「市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する」とし、市町村史等の内容を反映し、関係機関と連携して史料の調査・収集・保全等を図ることを示したものとしています。

「③目的」及び「④方針」についての御説明は以上です。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

歴史を構成する様々なデータを記録し、後世に情報を伝えることを明確に表現するとともに、歴史研究を担う人材の育成を強く打ち出し、今後10年、100年、さらに次の岩手県史につながる体制を築く必要があります。また、人口減少により地域が大きく変動する中で、地域活動を担う人材の育成も、県史編さんの総合的な目的に位置付ける必要があると思います。

(中村構成員(岩手史学会顧問))

「後世への継承」について、より強く明記した方が良いと思います。複数の大学で地域課題の解決に向けた取組が行われており、歴史は其中で大いに活用できます。現在は人口減少や人口流出などの課題があり、今後も様々な地域課題が生じることを考えれば、基本方針には、その課題解決に歴史を生かす視点を盛り込む必要があります。例えば、「目的」の記載について、4番の「岩手県の学術及び教育・文化の振興に寄与するとともに、歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材を育成する」に「地域課題を解決できる人材の育成」を加える方法や、2番の「岩手県の歴史への県民理解と関心を深め、未来を考える」の後を、「未来を考え、地域の課題を解決するための知的資源とする」とすることなどが考えられます。

(今野構成員(岩手大学名誉教授))

人材育成については、「目的」と「方針」の一貫性が必要です。「目的」の4番には「歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材を育成する」と明記されていますが、「方針」には人材育成に関する記載がありません。例えば、「方針」の5番にある「多くの県民が編さんに携わる体制」に人材育成の視点を加えることが考えられます。「目的」と「方針」が一貫した形となるような整理が必要です。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

「目的」と「方針」の表現の整合性については、事務局で改めて確認いただきたいと思います。

(菅田構成員(岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授))

歴史研究等を担う人材の育成は喫緊の課題です。以前、学会で「危機の歴史なのか、歴史の危機なのか」という議論がありました。本来的には、危機に歴史学が応えられるかという意味であったが、後継者が減り、大学から歴史学の講座がなくなり、研究者も減少している状況を踏まえ、歴史学自体が危機にあるという議論が生じた。この状況が5年、10年、20年と続けば、県史が完成する頃には歴史を研究する大学院生や大学生がほとんどいなくなるのではないかという危機感があります。「歴史研究を担う人材育成」という言葉には重い意味があり、この危機感を「目的」に表す必要があります。

また、歴史を研究するのは研究者だけではありません。県民一人ひとりが自分の歴史は自分が作るという歴史認識が根底にあると考えるので、こういった点を、「目的」の4番の「岩手県の学術及び教育・文化の振興に寄与するとともに、歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材を育成する」に盛り込むことも考えられます。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

歴史研究が地域社会でどのような役割を果たすかという視点が必要です。遺跡や文化財は、文化財保護法の改正も踏まえ、地域づくりへの活用が求められています。県史編さんが県民生活、まちづくり、地域づくりにどのように貢献するかを「目的」に含めるべきであり、編さんした県史の活用を歴史分野に限定せず、地域づくり、まちづくり、人づくりにつなげる表現を盛り込む必要があると思います。

(佐藤構成員(盛岡大学教授))

歴史研究が地域貢献にどのような役割を果たすかは非常に重要です。人文学を研究者の関心の範囲と捉えるのではなく、地域にどのように貢献するかという人文学全体の課題として考える必要があります。民俗学では、民俗芸能の担い手不足が課題となっています。目的の4番については、「歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材」だけでなく、「文化の継承や地域貢献を担う人材、岩手を代表する民俗芸能の担い手」を育成する視点が必要です。歴史研究のみでなく、県史を広い意味での文化の問題として捉えることが、県民参加型の歴史編さんにもつながると考えます。

(熊谷構成員(岩手日報社経営企画室次長))

人口減少について、「目的」に明記した方が良いと思います。岩手県は長く人口140万人規模でしたが、現在は110万人規模となり、新しい県史の編さん期間中も人口減少が続くと見込まれます。歴史の継承が難しくなっていることは、人口減少と大きく関係していますので、今、充実した県史を作る必要がある背景として、人口減少を明記する必要があります。また、人口減少により文化や伝統が途絶えるおそれがあるため、文章のみでなく、音声や映像で記録しておけば、後に復活させる場合や研究する場合にも活用でき、「方針」に写真、音声、映像を明記する理由にもつながります。「目

的」に人口減少を意識した文言を入れることで、現在編さんする目的意識や課題意識が明確になると思います。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

人口減少に対する危機意識を明確に盛り込むという御意見をいただきました。

また、「目的」の3番の「岩手県に係る歴史資料」の「歴史資料」の前に「多様な」という文言を加えることで、人口減少により社会が大きく変動する前に、様々な情報媒体で記録・保存する必要性を表現できると思います。将来の社会変動に備える性格が伝わるような表現を検討したいと思います。

(兼平構成員(東北学院大学教授))

人口減少に代表されるような「社会の変化への対応」は、「基本姿勢」に盛り込むべきだと考えます。「危機」という表現は強いかもしれませんが、多様な社会の変化に県史が対応することを示す必要があります。

また、「目的」については、県民参加や人材育成の視点が読み取りにくく、編さん成果を県民に提供し、活用してもらうという姿勢が強いように感じます。4番の「岩手県の学術及び教育・文化の振興に寄与するとともに、歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材を育成する」では、地域課題の解決を担う人材の育成が必要である旨を記載した上で、「方針」で具体化した方が良いと思います。「歴史研究を担う人材」の育成だけでは、県民が見た際には、専門家に限定したものと受け取られる可能性があります。県民に提示する基本方針として、人材育成に関するより幅広い対応の方向性を示し、関係機関と連携して育成することを具体的に記載する必要があります。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

「目的」を「方針」に展開し、両者の関係が明確になる構成にする必要があります。

「目的」として掲げた内容をどのような方法で実現するかを、「方針」に示していただきたいと思います。また、戦後の時期に、県民運動が様々な問題によってなくなってしまったことなども踏まえ、歴史研究を専門家だけのものとせず、県民活動や市民活動の一環として位置付け、県民運動や市民運動として県史編さんに携わることを踏まえた表現についても検討する必要があります。

(菅田構成員(岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授))

地域起こしに関わっていたある村において、国の重要文化的景観に指定された場所について、景観として保存するか、大型水田を整備するかで意見が分かれ、最終的に文化的景観を守ることとなりました。歴史学の立場から説明しても、地域住民の理解が得られなければ景観は失われます。この経験から痛感したのは、住民の方が地域をどのように捉えるかということは、住民一人ひとりの人生観や価値意識に関わるものであり、そこまで踏み込まなければ、文化や歴史の豊かさを十分に理解することはで

きないということです。住民一人ひとりが新たな生き方に気付くことができる歴史の見方を意識することで、県民の力となる県史編さんができると思います。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

「目的」と「方針」を歴史学の領域に限定せず、地域にとって重要なものとして表現する必要があることが明らかになりました。次回、事務局から修正案を示していただき、改めて検討したいと思います。

(菅田構成員(岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授))

「方針」の1番の「岩手県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け」という表現についてです。行政区域や藩域に捉われない視点は必要ですが、岩手県の歴史を国内外の歴史の従属物として捉えるべきではありません。県史は地域史ですが、地域史には地域独自の発展があり、その主体性を重視する必要があります。岩手県の場合、東北を一体的な地域として捉える「東北史」という考え方があり、岩手県は「東北史」の一つと考えています。日本全体の歴史の中での位置付けと同時に、独自の地域として発展した歴史を踏まえることで、岩手県の特徴を示す地域史になると思います。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

地域史は国史の従属物ではなく、地域の主体性の中で展開した歴史があります。岩手県の歴史を国の歴史の中に位置付けるのではなく、岩手県の歴史を基礎として、国の歴史などとの関係で相対化する視点が必要です。

(今野構成員(岩手大学名誉教授))

課題の設定によっては、岩手県内のみでなく、日本や地域の枠を越えて考える必要があります。岩手、日本、世界を貫く枠組みもあり得ます。現行の記載内容の表現では、国の政策を受けて岩手県や地域が対応したという、上から下への従属的な叙述になりかねません。岩手県は課題先進県とも言われますが、それは岩手県の課題が世界にも通じる性格を持つためだと思います。「位置付け」という表現は固定的に捉えられる可能性があるため、課題の広がり表現できる、より柔軟な表現を検討いただきたいと思います。

(ウ)「⑤構成」について

(行政経営推進課総括課長:資料3『新しい岩手県史編さん基本方針』に係る検討事項について)の9～10 ページに基づき説明)

最後に、「⑤構成」について御説明させていただきます。「構成」は、対象とする時代分野、本編・資料編などの構成を規定するものでございます。

他県の記載内容を個別に見ていきますと、まず、長野県では、対象を「戦後を主たる対象とする現代史」とし、「通史編、資料編」のほか、「特別編」で構成しています。

古代から昭和 20 年の終戦までを収録した現行県史の最終発刊から 30 年以上が経過し、令和 3 年 11 月に、信濃史学会から長野県議会に対し、「現代史の県史編さん」を求める請願書が提出・採択され、令和 8 年に県政 150 周年を迎えたことも踏まえ、「戦後の現代史」を、前回の続編という形で設定したものでございます。また、この請願では、「既刊県史等を補充すべき資料の収集・整理・記録」も求められたことを踏まえ、新たな史料や最新研究をもとに、長野県の特徴を時代横断的に捉える「特別編」を設け、災害史、女性編、証言集などのテーマ別の編さんも検討されています。

次に、滋賀県では、対象を「滋賀県が誕生した明治 5 年から令和 4 年までの 150 年間」とし、「資料編、通史編」のほか、「年表、概説、図録」で構成しています。上代から大正までを収録した「第 1 期県史」及び昭和の 50 年間を収録した「第 2 期県史」について、明治から大正までの記述が 1 巻での簡略叙述となっており、内容が不十分であること、滋賀県現代史の大きな特色である昭和 47 年以降の琵琶湖を中心とした環境政策に関する出来事がまとめられていないこと、令和 4 年に県政 150 周年を迎えたことなどを踏まえ、明治 5 年から令和 4 年までの 150 年間を、県政 150 周年分という形で設定したものでございます。また、構成については、県史の内容を幅広い世代に分かりやすく伝える「概説」と、写真・地図等を用いて視覚的に理解できる「図録」を設ける形としています。

高知県では、対象を「旧石器時代から平成時代までの、古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然の各分野」とし、「本編、資料編、別編その他」で構成しています。旧石器時代から昭和 2 年までを収録した現行県史の最終発刊から 40 年以上が経過し、当時より歴史研究が進展していること、世代交代等により地域に残されている貴重な歴史資料の散逸が懸念されることなどを踏まえ、旧石器時代から平成時代までの全時代という形で設定したものでございます。

他県の状況やこれまでの懇話会でいただいた御意見を踏まえ、岩手県の記載内容として、「想定 1～3」の 3 つの基本パターンを示しています。

「想定 1」は、現行県史の続編として、「昭和 16 年以降の現代史」を対象とするものです。これは、現行県史の記述対象を昭和 16 年度までとしている理由が、当時の編集後記において、「新しい憲法下における県勢の動態は、日本が大戦に突入した時点から筆を起すのが妥当であり、昭和 16 年から現代までの県勢の沿革は、第二次の県史として起稿すべき」とされていることを踏まえたものでございます。また、終期については、前回懇話会において、東日本大震災津波のような出来事を区切りとすることも想定される一方、社会や価値観は日々大きく変化しており、事後の歴史的評価も踏まえる必要があることから、現時点で終期を区切ることは適切ではないといった御意見をいただいたことを踏まえ、区切りを明確に定めず、幅を持たせ、今後の編さん過程において、適切な区切りを見出していくものでございます。

「想定 2」は、県政 150 周年分として、『盛岡県』から『岩手県』に改称した明治 5 年、県域確定は明治 9 年から令和 8 年までの 154 年間の近現代史を対象とするものです。県政 150 周年を契機に開始する事業であることを重視すれば、岩手県の成立

から、その後 150 年に当たる年までが対象になるとの考え方を踏まえたものでございます。

「想定 3」は、改めて全時代として、「旧石器時代から現代までの、先史・古代・中世、近世、近代、現代、民俗の各分野」を対象とするものです。1970 年以降の考古学研究の進展・成果による歴史像の大きな変化、県史の基盤となる各市町村史の成果の進展等を踏まえ、高度な学術レベルを持つ県史とするという考え方を踏まえたものであり、現行県史の分野数と同数を基本とした上で、新たに「現代」を設定するほか、旧石器時代を区分する時代名は「先史」となることを考慮したものでございます。

最後に、刊行構成については、対象をいずれにした場合でも、「通史」に加えて、記述の根拠となる基礎史料を翻刻・提示する「資料編」及び年表などの「別編その他」を設ける形としております。

「⑤構成」についての御説明は以上です。

（熊谷会長（盛岡大学名誉教授））

「想定 1」は現行県史が終わる昭和 16 年以降、「想定 2」は県政 150 周年に関連して明治以降の近現代、「想定 3」は旧石器時代から現在までを扱うものです。また、これまでの議論を踏まえ、「通史編」だけでなく「資料編」も刊行することが示されています。

昭和 16 年以降から始めることについては、例えば、盛岡市史では、昭和 35 年以降を基本的な対象としていましたが、結果として戦前から扱う必要が生じたように、日本が大戦に突入した昭和 16 年だけを時代の区切りとするのではなく、その前の満州事変や、さらに前の近代日本国家の在り方から捉える必要があることを踏まえ、適切なかを検討することが必要です。

（菅田構成員（岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授））

昭和 16 年以降を対象とする案は想定しておらず、当初から、原始から始めるものと考えていました。現行県史には「資料編」がなく、県史として不十分との評価があり、それに対応する全く新しい県史を作るのであれば、当然、岩手の大地に最初に人類が住み始めた時代から歴史を新たに作り直すことになります。そのため、昭和 16 年以降とする「想定 1」と明治以降の近現代とする「想定 2」は考えられないと思います。

（兼平構成員（東北学院大学教授））

旧石器時代から現在までを扱う「想定 3」にすべきだと考えます。これまでの懇話会で資料の重要性や資料編の編さんの必要性を共有し、本日の「①趣旨」から「④方針」では資料を幅広く収集することを掲げています。こういった考え方を踏まえ、収集した資料に基づく新しい岩手県史を描くのであれば、昭和 16 年以降とする「想定 1」や明治以降の近現代とする「想定 2」とすることはあり得ず、現行県史の刊行から 60 年が経過していることも踏まえ、旧石器時代から現在までを扱い、全体を新たに

描く「想定3」が適切です。

(今野構成員(岩手大学名誉教授))

旧石器時代から現在までを扱う「想定3」を考えていました。現行県史の刊行から10年程度であれば続編も考えられますが、60年が経過し、各時代の研究水準も大きく進展しています。そのため、旧石器時代から現在までを扱う「想定3」が適切だと思います。

(中村構成員(岩手史学会顧問))

旧石器時代から現在までを扱う「想定3」が適切であると考えます。分野については、「先史・古代・中世、近世、近代、現代、民俗」が良いと思いますが、近代の始期や近代と現代の区分については様々な議論があるため、今後検討する必要があります。また、考古分野は全時代に関わるため、資料編を「考古編」として作成し、通史編を「先史編」とするような構成も考えられます。

(熊谷構成員(岩手日報社経営企画室次長))

旧石器時代から現在までを扱う「想定3」が適切であると考えます。比較対象は長野県、滋賀県、高知県ですが、岩手県を含めた4県で、過去20年間に世界文化遺産が登録されたのは岩手県だけであり、その中で最も古いものは御所野の縄文遺跡です。この事情を踏まえると、全時代を対象としない選択は考えにくく、比較対象とした3県とは状況が異なると思います。

(佐藤構成員(盛岡大学教授))

民俗という観点からすれば、時代区分を越えた広い視点で捉える必要があります。芸能や伝説は前近代に遡り、古墳の発掘など考古学の資料が地域の伝説に関わることもあります。民俗学の成果を取り入れるためには、昭和16年以降または近代以降に限定せず、旧石器時代から現在までを扱う「想定3」により全時代の資料を提示し、その中から民俗にも活用できる資料を用いる必要があります。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

各構成員から、旧石器時代から現在までを扱う「想定3」の妥当性について御発言がありましたので、これを前提に、高知県の例を確認します。高知県は、旧石器時代から平成時代までを対象とし、「古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然」の各分野を設けています。岩手県では、豊かな自然と、東日本大震災津波に代表される自然の厳しさが歴史の過程に影響を与えてきましたし、文化財には天然記念物など自然関係の事項も含まれることから、「自然史」、「環境史」を含む自然分野の扱いについても検討が必要です。新版の北上市史では「自然編」を刊行しており、充実した内容となっています。岩手県全体を対象とする場合は情報量が膨大になるため、

相当の作業量になると思いますが、「自然史」、「環境史」を含む自然分野の扱いについても考える必要があります。

また、旧石器時代から通史で扱う場合にも、単に古い時代から新しい時代までを並べるのではなく、分野ごとに重点を考える必要があります。全体の分量を考えると、近代、現代、特に現代史は重要です。近現代に重点を置いた県史も考えられますので、この点についても検討が必要です。

刊行巻数は未定ですが、近代、特に戦後の現代史が中心になると考えます。現代に関するデータは膨大です。岩手県の戦後史では、1970年の岩手国体が一つの画期となりますが、岩手国体の前後を扱うだけでも相当な時間と作業が必要になると思います。

(今野構成員(岩手大学名誉教授))

近現代に配慮する必要があります。昭和16年以降については、現行県史による蓄積がないため、ゼロから出発することになります。具体的な巻数は今後の議論になりますが、巻数のみでなく、編さん組織についても、近現代に配慮が必要であり、この点を含めて対応していただきたいと思います。

また、「目的」及び「方針」と、それを具体化する「構成」には一貫性が必要です。「目的」に教育・文化の振興や人材育成を掲げていますが、「構成」に記載されている内容のみでは教育の側面が反映された刊行物になっていませんので、「別編その他」として、児童向けに分かりやすく、授業で活用できるような「子ども県史」を作ることが考えられます。自治体史の活用に関しては、学校教員の地域史への関心が低下し、博学連携の中で博物館の学芸員に地域史の説明を委ねてしまうことがあります。その結果、教員自身が地域の歴史を語れず、子どもたちも学ぶ機会を得にくくなります。通史編、資料編に加え、その内容に基づく「子ども県史」を作り、教員が授業で活用できる関係を構築する必要があります。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

「子ども県史」の作成は、「目的」や「方針」に関わる事項であると思いますが、「子ども県史」のみでなく、県史の内容を要約した「概説版」も必要になると思います。

(熊谷構成員(岩手日報社経営企画室次長))

自然分野に関しては、第1回懇話会でも申し上げたとおり、災害を独立して扱うことを提案します。災害・防災教育に活用するためには、県史全体の中に災害を組み込むよりも、「災害編」として位置付けた方が活用しやすいと思います。近現代の中で東日本大震災津波を扱う場合、記述量の調整も課題となるため、独立させることで全体の構成も明確になります。東日本大震災津波では、過去の津波の教訓が生かされて助かった命がある一方、生かされずに失われた命もあります。同じことを繰り返さないためにも、災害を独立して扱う必要があると考えます。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

「別編」に、「災害史」と、その経験を記録することは重要なテーマの一つです。

(兼平構成員(東北学院大学教授))

「別編」の役割は十分に検討する必要があります。「災害史」や「環境史」は、人間が歴史を営む背景となる自然や災害を扱うものであり、近年の歴史学では通史にも取り入れられています。「別編」とする場合は、通史から内容を抜き出すのか、別の役割を持たせるのかを整理する必要があります。自然と人間の関係は、信仰を含め、通史にも不可欠である一方、「自然編」は、岩石、樹木、植生など、自然科学の分析成果に基づく内容を含みます。「災害編」についても、通史から切り離すという意味ではなく、「別編」としてどのような役割を持たせるかを検討する必要があります。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

本日は、「別編」の具体的な内容を決定するのではなく、通史以外に、特定のテーマに基づく編が、「別編」として必要であるという方向性にしたいと思います。

(佐藤構成員(盛岡大学教授))

民俗を「別編」として位置付けることには慎重な検討が必要です。民俗を別立てにすると、通史より一段低い別枠と受け取られる可能性があるため、「通史編」に位置付けるべきであると考えますし、「全体像」が見えない段階では、「別編」の定義自体が明確ではありません。

(兼平構成員(東北学院大学教授))

「別編」という名称では、何を別枠とするのかが分かりにくいと思いますが、岩手県を特徴付けるテーマ史として整理するのであれば、理解できると思います。

(熊谷構成員(岩手日報社経営企画室次長))

「別編」について、通史から完全に切り離すということではないと思います。例えば、2016年の希望郷いわて国体・いわて大会は、東日本大震災津波との関係を抜きに語ることができず、現在の街並みも東日本大震災津波との関係がありますので、教訓に関する部分を「別編」として独立して扱うということになると思います。

(熊谷会長(盛岡大学名誉教授))

「構成」については、「通史編」として旧石器時代からの全体を扱い、「資料編」を充実させる方向で御了解いただいたと思いますが、各時代の記述にどのように重点を置くか、また、「別編」については、その定義をどうするかといった課題もあります。これらについては、次回、事務局で対応を整理していただきたいと思います。次回は、本日の御意見を踏まえた前半項目の修正案と、後半項目を併せて検討して参ります。

ウ その他

(行政経営推進課総括課長)

次回、第4回の懇話会は、10月下旬頃に開催を予定しております。本日いただいた御意見を踏まえた前半5項目の記載内容の修正案及び後半7項目について御意見をいただくことを予定しております。

御都合の良い日時等について、近々、担当から照会させていただきますので、あらかじめ、御都合を御確認いただきますようお願いいたします。

皆さまから、御予定を教えてくださいました後、速やかに日時・場所等を調整・決定させていただき、早期にお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(5) 閉会

(石田行政経営推進課総括課長)

改めまして、本日はありがとうございました。いただいた課題等につきましては、しっかり検討し、次回懇話会でお示ししたいと思います。本日の議論で、県史を編さんする作業自体が果たす責任・役割、また、県史の編さんが様々な課題を解決する手段にもなることを改めて感じました。先日、15日に知事から、県史の編さん着手について発表したところではありますが、改めて大きな事業であると受け止めるとともに、事務局への期待も大きいと感じています。引き続き、皆様の御意見をいただきながら、より良い県史となるよう検討して参りますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。